

日本ポー学会 現行会則  
一部改正 2008年9月21日

2010年9月18日

2016年9月10日

第一条 本会は日本ポー学会（The Poe Society of Japan）と称し、事務局を事務局長の所属する勤務先の所在地に置く。

第二条 本会はエドガー・アラン・ポーの文学を中心に、広くアメリカン・ルネサンスおよび時代を超えた世界の文学と文化を研究すること、またその研究成果の発表を通じ、会員相互及び内外学会との交流をはかることを目的とする。

第三条 本会は第二条の目的を達成するため次の事業をおこなう。

1. 研究会と講演会
2. 年次大会
3. 機関誌の発行
4. 会報（ニューズレター）の発行
5. ホームページの運営
6. その他必要と認められる事業

第四条 本会の主旨に賛成し、事務局に入会申し込みをし、役員会で承認されたものは本会の会員とする。会員は入会時、年会費を納入することとする。

第五条 年会費は一般会員は5,000円とする。学生会員（授業料を支払い学籍のある者。研究生などは除く）は3,000円とする。また20,000円以上納入する者を賛助会員とする。会費納入は振替用紙にておこなう。退会時は事務局に申し出ることとする。

第六条 本会に次の役員を置く。役員の任期は3年とし、重任を妨げない。

顧問若干名、会長1名、副会長2名、事務局長1名、理事若干名、事務局幹事（ホームページ管理者を含む）若干名、大会運営委員長1名、大会運営委員若干名、学会誌編集委員長1名、学会誌編集委員若干名、国際広報委員若干名、会計監査2名。

日本ポー学会 会則改訂案  
(下線部が改訂提案部分)

〔2019年9月7日総会資料として提示〕

第一条 本会は日本ポー学会（The Poe Society of Japan）と称し、事務局を事務局長の所属する勤務先の所在地に置く。

第二条 本会はエドガー・アラン・ポーの文学を中心に、広くアメリカン・ルネサンスおよび時代を超えた世界の文学と文化を研究すること、またその研究成果の発表を通じ、会員相互及び内外学会との交流をはかることを目的とする。

第三条 本会は第二条の目的を達成するため次の事業をおこなう。

1. 研究会と講演会
2. 年次大会
3. 機関誌の発行
4. 会報（ニューズレター）の発行
5. 内外の関連学会との連携・協力
6. ホームページの運営
7. その他必要と認められる事業

第四条 本会の主旨に賛成し、事務局に入会申し込みをし、役員会で承認されたものは本会の会員とする。会員は入会時、年会費を納入することとする。

第五条 年会費は一般会員は5,000円とする。学生会員（授業料を支払い学籍のある者。研究生などは除く）は3,000円とする。また20,000円以上納入する者を賛助会員とする。会費納入は振替用紙にておこなう。退会時は事務局に申し出ることとする。

第六条 本会に次の役員を置く。役員の任期は3年とし、重任を妨げない（2期6年までとする）。

顧問若干名、会長1名、副会長2名、事務局長1名、理事若干名、事務局幹事（ホームページ管理者を含む）若干名、大会運営委員長1名、大会運営委員若干名、学会誌編集委員長1名、学会誌編集委員若干名、国際広報委員若干名、国際渉外委

1. 顧問は本会の重要事項に関し、アドバイスをおこなう。顧問は役員会の議を経て、総会においてこれを報告了承する。
2. 会長は本会を代表し、会務を統括する。会長は役員会の議を経て、総会においてこれを選出する。
3. 副会長は会長を補佐し、代表に事故があった場合その職務を代行する。副会長は役員会の議を経て、総会においてこれを選出する。
4. 事務局長は事務局を統括し、本会に関する会務を執行する。事務局長は役員会の議を経て、総会においてこれを選出する。
5. 理事は本会の運営に参画する。理事は役員会がこれを選任し、総会に報告する。
6. 事務局幹事は事務局長を補佐し会計、ホームページ管理、メーリングリスト管理など会務を執行する。事務局幹事は、事務局長がこれを選任し、役員会に報告する。
7. 大会運営委員は、大会に関する重要事項を審議決定し、大会に関する会務を執行する。大会運営委員は、役員会の議を経て、会長が委嘱する。大会運営委員長は委員の互選とする。
8. 学会誌編集委員会は、機関誌の編集をおこない、機関誌発行に関わる会務を執行する。編集委員は、役員会の議を経て、総会でこれを選出する。編集委員長は委員の互選とする。
9. 国際広報委員は、国際的な研究情報を会員に配布し、日本のポー研究書誌、大会プログラムなど本学会情報の国際的広報情報を作成配布する。国際広報委員は役員会の議を経て、会長が委嘱する。
10. 監査は財務と事務執行状況を監査する。監査は役員会の議を経て、会長が委嘱する。

第七条 本会は原則として毎年一回総会を開く。

員1名、会計監査2名。

1. 顧問は本会の重要事項に関し、アドバイスをおこなう。顧問は役員会の議を経て、総会においてこれを報告了承する
2. 会長は本会を代表し、会務を統括する。会長は役員会の議を経て、総会においてこれを選出する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に支障があった場合その職務を代行する。副会長は役員会の議を経て、総会においてこれを選出する。
4. 役員は役員会を構成して、会の運営にあたる。
5. 事務局長は事務局を統括し、本会に関する会務を執行する。事務局長は役員会の議を経て、総会においてこれを選出する。
6. 理事は本会の運営に参画する。理事は役員会がこれを選任し、総会に報告する。
7. 事務局幹事は事務局長を補佐し会計、ホームページ管理、メーリングリスト管理など会務を執行する。事務局幹事は、事務局長がこれを選任し、役員会の承認を得る。
8. 大会運営委員会は、大会に関する重要事項を審議決定し、大会に関する会務を執行する。大会運営委員は、役員会の議を経て、総会でこれを選出する。大会運営委員長は委員の互選とする。
9. 学会誌編集委員会は、機関誌の編集をおこない、機関誌発行に関わる会務を執行する。編集委員は、役員会の議を経て、総会でこれを選出する。編集委員長は委員の互選とする。
10. 国際広報委員は、国際的な研究情報を会員に配布し、日本のポー研究書誌、大会プログラムなど本学会情報の国際的広報情報を作成配布する。国際広報委員は役員会の議を経て、会長が委嘱する。
11. 国際渉外委員は、国際学会との連携推進のため、国際広報委員と協力して、実務を遂行する。国際渉外委員は役員会の議を経て、会長が委嘱する。
12. 監査は財務と事務執行状況を監査する。監査は役員会の議を経て、会長が委嘱する。

附則

1. 本会則は2007年5月18日より実施する。
2. 本会則は2008年9月21日より実施する。
3. 本会則は2011年4月1日より実施する。
4. 本会則は2017年4月1日より実施する。

第七条 本会は原則として毎年一回総会を開く。

附則

1. 本会則は2007年5月18日より実施する。
2. 本会則は2008年9月21日より実施する。
3. 本会則は2011年4月1日より実施する。
4. 本会則は2017年4月1日より実施する。
5. 本会則は2020年4月1日より実施する。

【現在の会則（左コラム）について、改訂の経緯を含む補足説明】（1）破線下線部は2008年9月21日より追加実施部分。

（2）2010年総会で可決された会費の改訂に伴う会則の変更部分は第五条の前半（下線部）。〔旧会費 一般会員4000円、学生会員2000円〕（3）附則3は会費変更日（変更年度）を明示するための日付。（4）大会運営委員については、2014年度の役員会で次のような合意がなされ、総会でも報告承認された——大会開催に伴って新たに（いわゆる開催校委員として）任に就いた委員は、原則として、大会開催翌年度まで大会運営委員として協力していただく。すなわち、開催校に関わる大会運営委員については、開催前年の9月に就任してもらい、2年後の9月に退任する。（5）第5条の理事項目は、検討の結果このまま残すが、現在は理事の必要性が稀薄なため、理事の選任は当面おこなわないこととする（2015年度役員会・総会）。二重下線部は2017年から実施された会則改訂で、（6a）学会ならびに役員組織の持続・活性化のため、①役員任期の見直し〔「役員の任期は2年とし、再任を妨げない」→「役員の任期は3年とし、重任を妨げない〕、②副会長2名制〔「副会長1名」→「副会長2名〕（会則にはあらわれていないが、当面は「顧問」として大会運営委員会、編集委員会に副会長が参与する）を2015年度の役員会で検討し、同総会で議論の方向性を報告・承認、2016年度の総会で正式に決定、（6b）国際学会開催など国際化の状況に対応するため、国際広報委員の人数を増やす〔「2名」を「若干名」に〕こととした（2016年度役員会・総会）。

【今回の改訂内容について】

（1）第三条の5 内外の関連学会との連携・協力→第二条の「内外学会との交流」と内容的には重なるのだが、今後国際学会との連携がより密になる事態を想定して加えた。

（2）第六条冒頭 **本会に次の役員を置く。役員の任期は3年とし、重任を妨げない（2期6年までとする）。**→「重任を妨げない」ことの意味を明確にするため「（2期6年までとする）」を付加した。

（3）第六条の3 副会長は会長を補佐し、会長に支障があった場合その職務を代行する。→表現を明快にした。

（4）第六条の4 役員は役員会を構成して、会の運営にあたる。→中核的運営機関としての役員会の任務を明記。

（5）第六条の7 事務局幹事は事務局長を補佐し会計、ホームページ管理、メーリングリスト管理など会務を執行する。事務局幹事は、事務局長がこれを選任し、役員会の承認を得る。→手続きを明確にした。

（6）第六条の8 大会運営委員会は、大会に関する重要事項を審議決定し、大会に関する会務を執行する。大会運営委員は、役員会の議を経て、総会でこれを選出する。大会運営委員長は委員の互選とする。→大会運営委員会の存在を明記。編集委員会と並ぶ事業遂行機関として位置付ける。選出方法も編集委員会に準じた。

（7）第六条の第2段落と11 国際渉外委員1名、[……] 国際渉外委員は、国際学会との連携推進のため、国際広報委員と協力して、実務を遂行する。国際渉外員は役員会の議を経て、会長が委嘱する。→第三条の5の趣旨に沿って新たに国際渉外委員を設ける。

（8）附則の5 本会則は2020年4月1日より実施する。→会則変更を明示するための日付。

（9）他の変更点として、上記（1）と（7）〔第三条5項と第六条4ならびに11項の追加〕により、それ以降の項番号が一つずつ増える。

（10）第5条の理事項目はこのまま残すが、現在は理事の必要性が稀薄なため、理事の選任は当面おこなわないこととする（2015年度役員会・総会）。

（11）審議・選出の具体的方法として、選挙を導入する場合には、別途、実施要領を策定する必要がある。